

居宅介護支援事業所 運営規程

医療法人 さくら会

介護老人保健施設 さくら野

居宅介護支援事業所

医療法人 さくら会 介護老人保健施設 さくら野 居宅介護支援事業所 運営規程**(事業の目的)**

医療法人さくら会が開設する介護老人保健施設さくら野 居宅介護支援事業所（以下「支援事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、支援事業所の介護支援専門員が要介護等状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

支援事業所における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

1. 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
3. 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不適當に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の運営にあたっては、市町村、介護保険法第115条の39の1に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、支援事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
3. 事務職員 1名（介護老人保健施設との兼務）
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

支援事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ・営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。
- ・休業日 日曜日、祝日、12月29日から1月3日。
- ・営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の内容)

指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供にあたる。

1. 要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。
2. 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他の者との連絡調整を行う。
3. 当該要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その便宜の提供を行う。

(その他居宅サービス計画の達成に必要な事項)

1. 介護支援専門員は、通常介護老人保健施設さくら野において利用者の相談を受けるものとする。
2. 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成にあたっては、宮城県方式に基づく課題分析票を用いて行うものとする。
3. 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、当該サービスの担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。実施場所については、通常利用者の自宅で実施するものとする。
4. 介護支援専門員は、先号に規定する指定居宅介護支援を行うため、1月に1度以上利用者宅を訪問するものとする。
5. 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
6. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。

・事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 500円

・事業所から、片道おおむね20キロメートル以上 1000円

(この場合の交通費も実費の範囲内で設定すること)

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施範囲)

通常の事業の実施範囲は、小山市、栃木市（旧栃木市、旧大平町、旧都賀町部分）、下野市（旧国分寺町部分）とする。

(事故発生時の対応)

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

1. 事業所は提供した指定居宅介護支援事業所又は自らが居宅サービス計画に位置つけた指定居宅サービス等（以下「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメント迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置つけた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
4. 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

1. 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての留意事項)

1. 研修

支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ・採用時研修 採用後 1 月以内
- ・継続研修 年 2 回以上
- ・虐待防止に関する研修 年 1 回
- ・感染症に関する研修 年 1 回

2. 秘密の保持

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

3. その他

この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人さくら会と支援事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

(事業所継続計画)

業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。又、研修会の訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 6 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 14 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 12 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 11 月 11 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 9 月 11 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。